

日本年金機構の主要統計(令和6年度版)

(令和7年12月26日公表)
【令和6年度末現在の情報を掲載】

【適用・徴収関係】

(単位:人、事業所数、円)

① 被保険者・事業所情報 (令和6年度末現在)	国民年金		厚生年金保険(第1号)								
	被保険者数		適用事業所数		適用調査対象 事業所数(注)	新規適用事業所 【年度計】	全喪事業所 【年度計】	被保険者数			標準報酬月額 の平均 (船員含む)
	1号(任意含む)	3号	船舶所有者除く	船舶所有者				船員を除く		船員	
	13,680,482	6,408,070	2,877,081	3,947	男子(坑内員含む)	女子	51,233	331,936			
			2,877,081	3,947	149,240	143,712	46,410	25,234,953	17,563,175	51,233	331,936

(注) 適用調査対象事業所：国税源泉徴収義務者情報と厚生年金保険の適用事業所のデータを突き合わせ、厚生年金保険に加入していない疑いのある事業所

【徴収関係(納付状況)】

(単位:万円、万人)

② 国民年金保険料納付状況	保険料納付状況(令和7年4月末現在)					国民年金保険料 納付対象者数	保険料未納者数	口座振替 納付者数
	令和6年度			過年度				
	納付月数	納付対象月数	納付率(6年度)	納付率(4年度)	納付率(5年度)			
	7,170	9,127	78.6%	84.5%	84.0%			
					776	72	260	

※現年度分の納付率については、令和7年4月末納付期限の令和6年4月～令和7年3月分のものである。

※過年度分の納付率(4年度・5年度)については、それぞれ、令和4年度分の保険料及び令和5年度分の保険料のうち、令和7年4月末までに納付された月数の割合である。

※国民年金保険料納付対象者は、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者を除いた者である。

(単位:千円)

③ 厚生年金保険(第1号)保険料徴収状況(累計)	保険料徴収状況(令和6年度)				
	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	収納率
	36,771,913,903	36,354,511,594	28,489,185	388,913,123	98.9%

【年金給付関係】

(単位:人、円)

④ 国民年金受給者情報 (令和6年度末現在)	合計		老齢給付		障害給付		遺族給付	
	令和6年度末	平均年金月額	令和6年度末	平均年金月額	令和6年度末	平均年金月額	令和6年度末	平均年金月額
	36,301,746	59,432	33,996,126	58,360	2,217,941	74,691	87,679	88,917

※「国民年金受給者」とは、旧法抛出处国民年金と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には厚生年金を上乗せしている者を含む。

※「平均年金月額」は、決定済年金額の受給者ベースの月末現在のものであり、繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

(単位:人、円)

⑤ 厚生年金保険(第1号)受給者情報 (令和6年度末現在)	合計		老齢給付		障害給付		遺族給付	
	令和6年度末	平均年金月額	令和6年度末	平均年金月額	令和6年度末	平均年金月額	令和6年度末	平均年金月額
	36,189,445	107,456	A …………… 15,781,273 B …………… 14,020,569	A …………… 151,142 B …………… 68,135	545,151	104,130	5,842,452	84,126

※「厚生年金保険(第1号)受給者」とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組員等たる厚生年金保険の被保険者期間のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組員等であった者を除いた者をいう。

※「厚生年金保険(第1号)受給者の年金額」とは、老齢給付及び遺族年金(長期)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金保険被保険者期間に係る年金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害年金及び遺族年金(短期)については、共済組合等の組員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組員等の期間を含む)を含めて算出した年金額である。

※「平均年金月額」は、決定済年金額の受給者ベースの月末現在のものであり、在職による一部停止額及び繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

※「老齢給付」の種類は、A：新法の老齢厚生年金(老齢相当)と旧法の老齢年金の合計、B：新法の老齢厚生年金(通老相当)と旧法の通算老齢年金の合計である。

(単位:万件、億円)

⑥ 厚生年金保険・国民年金の支払件数・金額 (令和6年度合計)	合計		金融機関(ゆうちょ銀行を除く)		ゆうちょ銀行	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	45,439	495,010	34,596	355,864	10,792	100,138

※支払金額の「合計」は、「金融機関(ゆうちょ銀行を除く)」と「ゆうちょ銀行」のほか、外国送金等を含む。

※「厚生年金保険(第1号)受給者の支払金額」とは、老齢給付及び遺族年金(長期)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金保険被保険者期間に係る支払金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害年金及び遺族年金(短期)については、共済組合等の組員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組員等の期間を含む)を含めて算出した支払金額である。

【その他のサービス】(令和6年度送付(発行)分)

(単位:件)

⑦～⑫ 各種お知らせ等	⑦年金請求書の 事前送付 (A4版請求書)	⑧65歳年金請求書 (はがき)	⑨老齢年金のお知らせ (はがき)	⑩年金加入期間の 確認について (はがき)	⑪ねんきんネット ユーザIDの発行	⑫ねんきん定期便
	899,516	946,334	122,859	52,701	379,235	62,182,564

※⑦は、年金支給開始年齢到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等を記載した年金請求書を、報酬比例部分の支給開始年齢である64歳(男子)、63歳(女子)又は65歳到達月の3ヶ月前に送付。

なお、令和6年度は、女子については、報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げ(62歳→63歳)の年度に該当し、令和6年度に62歳に到達する者(昭和37年度生まれの者)が対象とならない。

※⑧は、60歳到達後に老齢厚生年金を受けている方が65歳になったときは、60歳前半の老齢給付に代わって、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることが可能となるため、年金請求書(はがき)を65歳になる誕生月の初旬に送付。

※⑨は、60歳到達後に受給権が発生する方(60歳到達時には、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の期間が12月未満の方)に、65歳からの老齢基礎年金のこと等のお知らせを60歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑩は、日本年金機構で管理している年金加入期間のみでは受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3ヶ月前に送付。

※⑪は、日本年金機構のホームページからユーザID・パスワード等を入力してログインすることにより、年金加入記録等がいつでも閲覧可能となる「ねんきんネット」のユーザIDの発行件数。

※⑫は、毎年1回、誕生月に、国民年金及び厚生年金保険の被保険者の方に対して、ねんきん定期便を送付している件数。

※⑬は、全国の年金事務所における相談件数。

※⑭は、ねんきんダイヤルにおける総呼数に対する応答数の割合。

【相談関係】(令和6年度対応分)

(単位:件)

⑬年金事務所における 年金相談件数	⑭ねんきんダイヤル応答率
2,829,137	75.9%